第33回農業資材審議会農薬分科会　議事要旨

１　開催日時及び場所

日時：　令和４年12月23日（金）　15:00 ～ 16:45
場所：　農林水産省消費・安全局第３会議室（WEB会議形式による開催）

２　出席委員（敬称略）

赤松美紀、有江力、梅田ゆみ、浦郷由季、五箇公一、櫻井裕之、代田眞理子、夏目雅裕、平沢裕子、本田卓、美谷島克宏、與語靖洋、天野昭子、大森茂、小浦道子、坂真智子、住田明子、山本幸洋

３　会議の概要

（１）農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、青枯病菌感染性バクテリオファージ及びシンナムアルデヒドを有効成分として含む農薬の新規登録並びにアセタミプリド、イソチアニル、イミダクロプリド、クロチアニジン、１，３－ジクロロプロペン（別名Ｄ－Ｄ）、ジノテフラン及びチアメトキサムを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料３－１）、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料３－２）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料３－３）に基づき事務局より説明し、関係する部会で審議することについて了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）使用方法の欄に散布、施用等の表現があるが、使用基準の表現との理解でよいか。
（回答）然り。なお、土壌処理には土壌混和、土壌散布などが含まれている。使用方法の表現について今後は極力統一したい。
（質問）再評価が諮問されたものの中に土壌くん蒸剤が含まれているが、使用者に対する安全はどのように評価するのか。
（回答）散布の予測式からばく露量を推定することができないので、別途申請者から提出された試験成績に基づき評価を行うこととなる。
（意見）他の剤の評価にも関わることなので、透明性をもって対応が必要であると考える。また、試験実施する際の条件にも関わるため、速やかに評価法を整理して示す必要があると考える。
（意見）今回、ネオニコチノイド系農薬５成分が再評価される。ネオニコチノイド系農薬は、ハチや水生昆虫への影響のほか、直接・間接的に魚類や貝類等の

水産生物に影響を与えている可能性が示唆されており、農薬分科会はもとより環境省の審議会も含め、最新の科学的知見を踏まえ適切に審査・検討が必要である。

（意見）必要な意見については、事務局から関係府省に連絡いただきたい。

（２）「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」及び「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について（報告）

農薬原体部会の委員及び事務局より、「「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」及び「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について」（資料４）、「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」（資料４－１）及び「農薬原体の同等性の評価方法について」（資料４－２）に基づき、部会における検討結果を説明し、了承された。

委員からの質問及び意見はなかった。

（３）農薬原体部会における公表文献の取扱いについて（報告）

農薬原体部会の委員より、「農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会での公表文献の取扱いについて」（資料５）に基づき、部会における公表文献の取扱いについて説明し、了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）不純物に係る公表文献も存在するが、最終的に求める必要がないことをどのように理解したらよいのか。例えば、申請者が自主的に提出する場合には、拒むことはないとの理解でよいか。

（回答）農薬原体部会でも議論があり、評価に使用できるものであれば、受け入れるとの結論となった。

（４）「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）」に対する意見募集の結果について（案）

事務局より、「「農薬取締法第四条第一項第十一条の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）」に対する意見・情報の募集結果（案）」（資料６－１）及び「補助成分の取扱いについて（案）」（資料６－２）に基づき、パブリックコメントにおいて寄せられた御意見及び御意見に対する考え方について説明。寄せられた御意見を踏まえ、資料６－１を修正した上で、これらに基づき、省令の公布・施行に向けた所要の手続を進めていくことについて、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

資料６－１

１．製剤の毒性試験の内容

委員からの質問及び意見はなかった。

２．リストの考え方

（質問）付着性の向上等を目的として補助成分を添加する旨の記載があり、付着性のみが強調される記載に違和感がある。補助成分の目的は、様々であり、結果的に有効成分の投下量を減らすことにつながるため、それらのことも考慮した記載とはならないか。

（回答）記載について検討する。

（質問）「発達神経毒性」及び「内分泌かく乱性」について、具体的にどのような毒性を意図しての回答なのか。

（回答）具体的にどのような毒性を意図してご意見をいただいたのか判断しかねたこともあり、そのような分野での毒性に関する内外の議論を注視していく旨の回答としているもの。

３．30 成分以外の補助成分の安全性の確認

（質問）案では、５年後の見直しまでに何も対応しないような印象となっている。

（回答）５年を待たずに、農薬メーカーが補助成分を自主的に切り替えられる環境づくりが重要と考えている。補助成分の安全性に関する国内外の情報を収集し、農薬メーカーに提供することも考えている。

（意見）規制対象物質の検討に当たっては、水産資源への影響についても十分に考慮し、水生生物の保護の観点からのリストを追加すべきかどうか検討が必要ではないか。また、発達神経毒性や内分泌かく乱性については、過去魚類の雄性化や生殖不順等を招いたことが示唆されており、欧州の後追いとならないように検討を進めることが必要ではないか。

（回答）補助成分を含む農薬の安全性については、より一層の安全性の向上が重要であり、環境影響の観点からも、環境省において検討が進められるものと承知している。

４．補助成分に関する施行時期

（質問）別添の（１）フタル酸ジ-*n*-ブチルについて、当該物質を補助成分として含む農薬の用途は、樹木への塗布であるとのことであるが、使用面積や使用薬量について情報はあるか。

（回答）登録上の使用方法は、樹皮を剥がした部位や剪定後の切り口に塗布するものとされており、具体的な使用面積や使用量の情報はない。

（質問）別添の（２）エチレングリコールモノエチルエーテルアセテートのウにおいて、当該物質を補助成分として含む農薬の全量を 40 m^3の密室で噴霧した場合の濃度を記載しているが、農薬として使用する場合の濃度等の情報はあるか。

（回答）農薬として使用した場合の濃度等の情報はないが、当該農薬の登録の内容

を見ると、屋外で使用するものであり、全量を密室で噴霧する極端な事例は起こらないものと考えている。

（質問）別添の（３）四ホウ酸ナトリウム及び四ホウ酸ナトリウム十水和物のウに記載されている農薬使用者暴露量について、四ホウ酸ナトリウムと四ホウ酸ナトリウム十水和物で違いがある理由は何か。

（回答）四ホウ酸ナトリウムを含む農薬と四ホウ酸ナトリウム十水和物を含む農薬は異なり、使用量などの登録内容が異なるため、暴露量が異なる。

５．回収・廃棄

（質問）実際に使われている農薬の種類、含有濃度などの情報から直ちに対応は必要ないと考えている。他方、環境中での広がり、食品からの摂取等を考えると、飛散防止、有効期限内の使用など注意事項の遵守が重要と考える。注意事項の遵守については、これまでも指導してきたところであり、そのことも踏まえた記載としてはどうか。

（回答）記載について検討する。

（意見）農薬メーカーに、より安全性の高い補助成分への切り替えを促す旨を記載しているが、現状においても、切替えに向けて企業努力がなされていることを情報提供する。

６．リストに掲載された物質を補助成分として使用した製剤の公開

委員からの質問及び意見はなかった。

７．補助成分の表示・公開

（意見）製剤中の補助成分すべての表示や公開を義務付けることが困難であるとの理由に、知的財産権のことを記載しているが、この記載では、理解が難しい印象を受ける。高度な製剤開発技術等に関わる権利保護が必要であることがわかる記載がよいのではないか。

（回答）記載について検討する。

８．天敵農薬に関する施行時期

委員からの質問及び意見はなかった。

９．天敵農薬の登録に際しての評価

委員からの質問及び意見はなかった。

資料６－２

（質問）施行を前倒しすることになるが、現場で農薬が使えなくなることはないとの理解でよいか。

（回答）これから登録申請するものが対象であり、施行時期の変更により、現場で農薬が使えなくなることはないとの認識。

（以上）